

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率に関する審査意見書

令和 8 年 8 月
榛東村監査委員

(公印省略)

榛監第 2 2 6 0 0 1 号

令和 8 年 8 月 1 4 日

榛東村長 南 千 晴 様

榛東村監査委員 石 坂 郁 夫

榛東村監査委員 新 井 佐智子

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項並びに同法第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

目 次

I 健全化判断比率審査

第 1	準拠基準	-----	1
第 2	審査の概要		
1	審査の種類	-----	1
2	審査の対象	-----	1
3	審査の着眼点	-----	1
4	審査の主な実施内容	-----	1
5	審査の日程及び実施場所	-----	1
第 3	審査の結果	-----	2
第 4	審査意見	-----	2
第 5	健全化判断比率の概要		
1	実質赤字比率	-----	3
2	連結実質赤字比率	-----	3
3	実質公債費比率	-----	4
4	将来負担比率	-----	4

II 公営企業会計資金不足比率審査

第 1	準拠基準	-----	5
第 2	審査の概要		
1	審査の種類	-----	5
2	審査の対象	-----	5
3	審査の着眼点	-----	5
4	審査の主な実施内容	-----	5
5	審査の日程及び実施場所	-----	5
第 3	審査の結果	-----	6
第 4	審査意見	-----	6
第 5	資金不足比率の概要		
1	上水道事業会計	-----	7
2	下水道事業会計	-----	7
3	太陽光発電事業特別会計	-----	7

審査資料

1	健全化判断比率	
(1)	実質赤字比率 -----	8
(2)	連結実質赤字比率 -----	9
(3)	実質公債費比率 -----	10
(4)	将来負担比率 -----	13
2	資金不足比率	
(1)	地方公営企業法適用の資金不足比率 -----	15
(2)	地方公営企業法非適用の資金不足比率 -----	16

凡 例

- 金額及び比率の表示並びに端数処理は、次のとおりである。なお、端数処理により、合計額と内訳の計が一致しないことがある。
 - 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満の値を四捨五入した。
 - 表中の金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満の値を四捨五入した。
 - 比率は、原則として百分率で表示し、表示単位未満の値を四捨五入した。
- 文中で用いている「ポイント」とは、パーセンテージ間の単純差引値である。
- 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - ・ 0.0、0 該当数値はあるが表示単位未満のもの
 - ・ — 該当数値がないもの又は算出されないもの
 - ・ △ 減少又は損失を示すもの
 - ・ 皆増 前年度に数値がなく全額増加したもの
 - ・ 皆減 当年度に数値がなく全額減少したもの

I 健全化判断比率審査

第 1 準拠基準

本審査は、榛東村監査基準（令和元年榛東村監査委員告示第 3 号）に準拠して実施した。

第 2 審査の概要

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく健全化判断比率審査

2 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

3 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づき、適正に作成されているか、また、算定過程に誤りがないか等を主眼として審査した。

4 審査の主な実施内容

健全化判断比率の算定の基礎となる書類について、関係書類との照合、計算突合及び分析的手続を実施した。

5 審査の日程及び実施場所

- (1) 日程 令和 8 年 8 月 5 日

第 3 審査の結果

審査した限りにおいて、審査に付された健全化判断比率については、いずれも適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に適合し、計数は正確であると認めた。

(単位：%)

区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	健全化判断比率	
				早期健全化	財政再生
実質赤字比率	—	—	—	15.00	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	20.00	30.00
実質公債費比率	6.7	6.7	6.1	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	—	350.0	基準なし

第 4 審査意見

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率について、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、ともに対象となる会計に赤字額が生じていないため算定されなかった。また、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、将来負担すべき実質的な負担額が生じていないため算定されなかった。

実質公債費比率は 6.1 パーセントで、前年度に比べ 0.6 ポイント低下し、改善している。

実質公債費比率は 3 箇年平均で算定される指標であるが、令和 5 年度 6.7 パーセント、令和 6 年度 6.7 パーセント、令和 7 年度 6.1 パーセントと推移しており、近年は改善傾向にあるものと認められる。

いずれの比率も国の示す早期健全化基準を大きく下回っており、健全化判断比率の面では、本村の財政状況は健全な状態にあるものと認められる。

今後においても、各比率の推移に留意しつつ財政状況を的確に把握し、歳入面では、収入率の向上や公有資産の有効活用等を通じて自主財源の安定的な確保を図るとともに、国・県等の財政措置を積極的に活用されたい。

また、歳出面では、既存事業の見直しや事業効果の検証を継続的に行い、効率的かつ効果的な予算執行を推進するとともに、将来の財政負担にも十分留意し、持続可能で健全な財政運営に努められたい。

第5 健全化判断比率の概要

1 実質赤字比率（参照：8ページ）

一般会計等の歳入総額は81億3,020万円で前年度の100億2,241万円に比べ18億9,221万円減少し、歳出総額は79億3,463万円で前年度の98億1,274万円に比べ18億7,811万円減少している。差し引くべき翌年度に繰り越すべき財源は3,577万円であり、実質収支額は1億5,980万円（一般会計1億5,970万円、学校給食事業特別会計10万円）の黒字となり、繰上充用額、歳入不足による支払繰延額はなく、実質赤字は生じていないことから、実質赤字比率は算定されない。

なお、所定の算式による標準財政規模40億2,059万円に対する数値はマイナス3.97パーセントとなり、前年度のマイナス2.41パーセントに比べ、黒字額の標準財政規模に対する割合は1.56ポイント拡大している。

2 連結実質赤字比率（参照：9ページ）

一般会計等を除いた公営企業以外の特別会計の実質収支額は5,574万円（国民健康保険特別会計2,782万円、後期高齢者医療特別会計0万円、介護保険特別会計2,792万円）の黒字であり、実質赤字は生じておらず、一般会計等の実質収支額1億5,980万円との合計額は2億1,554万円となり、また、公営企業会計の資金剰余額は9億9,799万円（上水道事業会計6億6,070万円、下水道事業会計3億3,572万円、太陽光発電事業特別会計157万円）であり、連結実質赤字額は生じていないことから、連結実質赤字比率は算定されない。

なお、所定の算式に基づく実質収支額等の合計は12億1,353万円で、標準財政規模40億2,059万円に対する数値はマイナス30.18パーセントとなり、前年度のマイナス31.00パーセントに比べ、黒字額等の標準財政規模に対する割合は0.82ポイント縮小している。

3 実質公債費比率（参照：11ページ）

令和５年度から令和７年度までの各年度における、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の合計額、元利償還金等に充てられる特定財源及び特定の基準財政需要額算入額の合計額、並びに標準財政規模から特定の基準財政需要額算入額を差し引いた額は、12ページに記載の表のとおりである。これにより算出される単年度の比率は、令和５年度5.3パーセント、令和６年度7.4パーセント、令和７年度5.8パーセントであり、３箇年平均の比率は6.1パーセントとなった。

なお、令和７年度の単年度の比率は、公営企業会計の償還金に対する繰出金３，６３３万円の減等により、元利償還金及び準元利償還金の合計額が５，９６９万円減少したことに加え、標準財政規模から特定の基準財政需要額算入額を差し引いた額が前年度に比べ２億２，３７４万円増加したことにより、前年度に比べ1.6ポイント改善している。

4 将来負担比率（参照：13ページ）

一般会計等が将来負担すべき地方債償還金や債務負担行為に基づく支出予定額などの将来負担額、地方債償還額等に充てることのできる充当可能財源等、並びに標準財政規模から特定の基準財政需要額算入見込額を差し引いた額は、14ページに記載の表のとおりである。これにより算出される将来負担すべき実質的な負担額は生じていないことから、将来負担比率は算定されない。

将来負担額の合計は５０億５，２６４万円で、公営企業債償還金の負担等見込額及び一部事務組合等の地方債償還に対する負担等見込額の減等により、前年度に比べ３億１，７２２万円、5.9パーセント減少し、差し引かれる充当可能財源等は前年度に比べ１億５，７６２万円、2.0パーセント減少している。

なお、所定の算式に基づく数値はマイナス74.0パーセントであり、前年度のマイナス74.2パーセントに比べ、将来負担額を上回る充当可能財源等の額の標準財政規模等に対する割合は0.2ポイント縮小している。

Ⅱ 公営企業会計資金不足比率審査

第 1 準拠基準

本審査は、榛東村監査基準（令和元年榛東村監査委員告示第 3 号）に準拠して実施した。

第 2 審査の概要

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づく公営企業会計の資金不足比率審査

2 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- (1) 榛東村上水道事業会計（地方公営企業法適用）
- (2) 榛東村下水道事業会計（地方公営企業法適用）
- (3) 榛東村太陽光発電事業特別会計（地方公営企業法非適用）

3 審査の着眼点

各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づき、適正に作成されているか、また、算定過程に誤りがないか等を主眼として審査した。

4 審査の主な実施内容

資金不足比率の算定の基礎となる書類について、関係書類との照合、計算突合及び分析的手続を実施した。

5 審査の日程及び実施場所

- (1) 日程 令和 8 年 8 月 5 日
- (2) 実施場所 本庁 3 階 監査室

第3 審査の結果

審査した限りにおいて、審査に付された各公営企業会計の資金不足額の有無及び資金不足比率については、いずれも適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成され、計数は正確であると認めた。

(単位：％)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	経営健全化基準
上水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	
太陽光発電事業特別会計	—	—	—	

第4 審査意見

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合を指標化したものである。

令和7年度決算に基づく各公営企業会計の資金不足比率については、上水道事業会計、下水道事業会計及び太陽光発電事業特別会計のいずれにおいても資金不足額は生じておらず、比率は算定されなかった。したがって、各会計の資金不足比率が経営健全化基準以上となる会計はなく、資金不足比率の面では健全な状態にあるものと認められる。

ただし、公営企業会計については、施設の老朽化に伴う更新需要、維持管理費の増加、事業収入の動向など、今後の経営環境に留意する必要がある。特に、水道・下水道事業においては、人口動態や使用水量の変化が収益に影響を及ぼすことが想定されることから、中長期的な収支見通しを踏まえ、更新投資の優先度や財源確保の方策を検討することが重要である。

各事業においては、引き続き資金収支の状況を的確に把握するとともに、経費の節減、収入の確保及び計画的な施設管理に努め、持続可能で安定した事業運営を図られたい。

第5 資金不足比率の概要

各会計に係る資金不足額の算定過程及び資金剰余額の状況について、関係書類により確認した結果は、次のとおりである。

1 上水道事業会計（参照：15ページ）

流動負債5億3,910万円から特定の企業債残高3,537万円を控除した額を流動資産11億6,443万円が上回っている。この結果、6億6,070万円の資金剰余額が生じており、資金不足額はないため、資金不足比率は算定されない。

なお、所定の算式に基づく数値はマイナス286.39パーセントであり、前年度のマイナス302.53パーセントに比べ、資金剰余額の事業規模に対する割合は16.14ポイント縮小している。

2 下水道事業会計（参照：16ページ）

流動負債2億6,715万円から控除企業債等2億2,470万円を控除した額を流動資産3億7,817万円が上回っている。この結果、3億3,572万円の資金剰余額が生じており、資金不足額はないため、資金不足比率は算定されない。

なお、所定の算式に基づく数値はマイナス352.83パーセントであり、前年度のマイナス403.02パーセントに比べ、資金剰余額の事業規模に対する割合は50.19ポイント縮小している。

3 太陽光発電事業特別会計（参照：17ページ）

歳入総額は3,343万円、歳出総額は3,186万円で、翌年度に繰り越すべき財源はなく、特定の地方債の現在高もない。この結果、157万円の資金剰余額が生じており、資金不足額はないため、資金不足比率は算定されない。

なお、所定の算式に基づく数値はマイナス4.93パーセントであり、前年度のマイナス4.91パーセントとの差は0.02ポイントにとどまっており、資金剰余額の事業規模に対する割合はおおむね前年度と同水準である。

また、事業の規模を表す営業収益に相当する収入の額は3,187万円であり、差し引くべき受託工事収益に相当する収入はない。

審査資料

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字比率の算出過程を算式で示すと次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率（\%）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{繰上充用額} + \text{（支払繰延額＋事業繰越額）}} \times 100$$

標準財政規模

繰上充用額：歳入不足のため翌年度歳入を繰り上げて充用した額

支払繰延額：実質上歳入不足のため支払を翌年度に繰り延べた額

事業繰越額：実質上歳入不足のため事業を繰り越した額

標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、その大きさは「標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額」で求められる。

<参考：一般会計等の実質収支が黒字の場合>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{（歳出総額－歳入総額）} + \text{翌年度に繰り越すべき財源} + \text{（支払繰延額＋事業繰越額）}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

実質赤字比率の算出基礎

（単位：千円、\%）

区分	令和7年度	令和6年度	対前年度増減	
			額	率
歳入総額	8,130,197	10,022,412	△ 1,892,215	△ 18.9
歳出総額	7,934,631	9,812,743	△ 1,878,112	△ 19.1
翌年度に繰り越すべき財源	35,770	117,550	△ 81,780	△ 69.6
支払繰延額				
事業繰越額				
実質収支額	159,796	92,119	67,677	73.5
標準財政規模	4,020,593	3,813,914	206,679	5.4
標準税収入額等	2,289,681	2,223,302	66,379	3.0
普通交付税	1,730,912	1,577,085	153,827	9.8
臨時財政対策債発行可能額		13,527	△ 13,527	△ 100.0
実際に算出される数値	△ 3.9744	△ 2.4153	△ 1.5591	
端数処理後	△ 3.97	△ 2.41	△ 1.56	

(2) 連結実質赤字比率

一般・特別会計の連結実質赤字比率の算出過程を算式で示すと次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率 (\%)} = \frac{(\text{A} + \text{B}) - (\text{C} + \text{D})}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

A：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

B：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

C：一般会計及び公営企業（地公企法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

D：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

連結実質赤字比率の算出基礎

(単位：千円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	対前年度増減	
			額	率
一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質赤字額 A				
公営企業会計の資金不足額 B				
公営企業以外の会計の実質黒字額 C	215,538	112,969	102,569	90.8
公営企業会計の資金剰余額 D	997,989	1,069,480	△ 71,491	△ 6.7
標準財政規模	4,020,593	3,813,914	206,679	5.4
実際に算出される数値	△ 30.1828	△ 31.0036	0.8208	
端数処理後	△ 30.18	△ 31.00	0.82	

「公営企業以外の会計の実質黒字額 C」欄の内訳前年度比較

(単位：千円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	対前年度増減	
			額	率
一般会計等	159,795	92,119	67,676	73.5
一般会計	159,702	91,873	67,829	73.8
学校給食事業特別会計	93	246	△ 153	△ 62.2
一般会計等以外の特別会計	55,743	20,850	34,893	167.4
国民健康保険特別会計	27,820	14,462	13,358	92.4
後期高齢者医療特別会計				
介護保険特別会計	27,923	6,388	21,535	337.1
合計	215,538	112,969	102,569	90.8

「公営企業会計の資金余剰額 D」欄の内訳前年度比較

(単位：千円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	対前年度増減	
			額	率
上水道事業会計	660,698	690,914	△ 30,216	△ 4.4
下水道事業会計	335,719	377,010	△ 41,291	△ 11.0
太陽光発電事業特別会計	1,572	1,556	16	1.0
合計	997,989	1,069,480	△ 71,491	△ 6.7

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する実質公債費比率の算出過程を算式で示すと次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率（\%）} = \frac{\text{A} - \text{B}}{\text{標準財政規模} - \text{特定の基準財政需要額算入額}} \times 100$$

(3箇年平均)

A：地方債の元利償還金＋準元利償還金

B：特定財源＋特定の基準財政需要額算入額

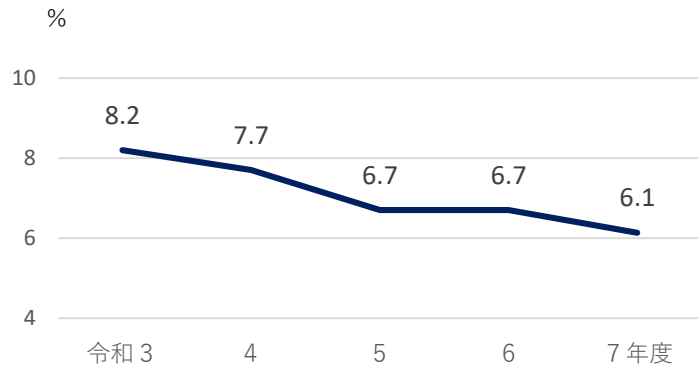
特定の基準財政需要額算入額：基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金額及び災害復旧費等に係る基準財政需要額

実質公債費比率の算出基礎

(単位：千円)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
元利償還金＋準元利償還金 A a	551,293	612,187	552,500
Aに充てられる特定財源＋特定の基準財政需要額算入額 B b	373,028	357,398	340,333
差引額 (a－b) c	178,265	254,789	212,167
標準財政規模－特定の基準財政需要額算入額 d	3,374,355	3,456,516	3,680,260
単年度比率 (c／d×100) e	5.2829	7.3713	5.7650
端数処理後	5.3	7.4	5.8
単年度の3箇年平均	6.1		

過去5年の実質公債費比率（3箇年平均）の推移は右図のとおりで、令和3年度の8.2%から令和5年度には6.7%まで低下し、令和6年度は同水準で推移したが、令和7年度は6.1%となり、前年度から0.6ポイント低下した。3箇年平均で算定される指標であることを踏まえても、近年は改善傾向にあり、公債費負担は抑制されているものと認められる。



「元利償還金＋準元利償還金 A」欄の内訳

(単位：千円)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般会計等の元利償還金(繰上償還額を除く)	289,856	291,396	269,075
公営企業会計の償還金に対する繰出金	218,755	275,962	239,627
一部事務組合等の償還金に対する負担金等	34,106	36,109	34,933
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額	8,576	8,720	8,865
合計	551,293	612,187	552,500

「元利償還金＋準元利償還金 A」欄の内訳前年度比較

(単位：千円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	対前年度増減	
			額	率
一般会計等の元利償還金(繰上償還額を除く)	269,075	291,396	△ 22,321	△ 7.7
公営企業会計の償還金に対する繰出金	239,627	275,962	△ 36,335	△ 13.2
一部事務組合等の償還金に対する負担金等	34,933	36,109	△ 1,176	△ 3.3
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額	8,865	8,720	145	1.7
合計	552,500	612,187	△ 59,687	△ 9.7

実質公債費比率の算出基礎前年度比較

(単位：千円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	対前年度増減	
			額	率
元利償還金＋準元利償還金 A a	552,500	612,187	△ 59,687	△ 9.7
Aに充てられる特定財源＋特定の 基準財政需要額算入額 B b	340,333	357,398	△ 17,065	△ 4.8
差引額 (a－b) c	212,167	254,789	△ 42,622	△ 16.7
標準財政規模－特定の基準財政需 要額算入額 d	3,680,260	3,456,516	223,744	6.5
単年度比率 (c／d×100) e	5.7650	7.3713	△ 1.6063	
端数処理後	5.8	7.4	△ 1.6	

(4) 将来負担比率

一般会計等の将来負担比率の算出過程を算式で示すと次のとおりである。

$$\text{将来負担比率（\%）} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{特定の基準財政需要額算入額}} \times 100$$

充当可能財源等＝充当可能基金額＋特定財源見込額＋
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

将来負担比率の算出基礎前年度比較

(単位：千円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	対前年度増減	
			額	率
将来負担額	5,052,636	5,369,855	△ 317,219	△ 5.9
充当可能財源等	7,776,846	7,934,466	△ 157,620	△ 2.0
差引額	△ 2,724,210	△ 2,564,611	△ 159,599	6.2
標準財政規模から特定の基準財政 需要額算入額を差し引いた額	3,680,260	3,456,516	223,744	6.5
実際に算出される数値	△ 74.0222	△ 74.1964	0.1742	
端数処理後	△ 74.0	△ 74.2	0.2	

将来負担額の内訳前年度比較

(単位：千円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	対前年度増減	
			額	率
一般会計等地方債現在高	1,681,266	1,660,784	20,482	1.2
債務負担行為に基づく支出予定額	9,014	17,879	△ 8,865	△ 49.6
公営企業債等繰入れ見込額	2,382,406	2,658,182	△ 275,776	△ 10.4
一部事務組合等の地方債償還に対す る負担等見込額	255,590	282,365	△ 26,775	△ 9.5
退職手当支給予定額に係る負担見込 額	724,360	750,645	△ 26,285	△ 3.5
合計	5,052,636	5,369,855	△ 317,219	△ 5.9

充当可能財源等の内訳前年度比較

(単位：千円、%)

区分	令和 7 年度	令和 6 年度	対前年度増減	
			額	率
充当可能基金額	4,358,689	4,362,219	△ 3,530	△ 0.1
特定財源見込額				
地方債現在高に係る基準財政需要額 参入見込額	3,418,157	3,572,247	△ 154,090	△ 4.3
合計	7,776,846	7,934,466	△ 157,620	△ 2.0

2 資金不足比率

(1) 地方公営企業法適用の資金不足比率

法適用の企業会計の資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、算式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率（\%）} = \frac{\text{資金不足額 A} - \text{（流動負債＋特定の地方債の現在高－流動資産）－解消可能な資金不足額}}{\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}} \times 100$$

事業の規模 B

流動負債：貸借対照表上の流動負債の額から、流動負債の企業債を控除した額

特定の地方債：建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の当年度決算における残高から、流動負債として整理されている地方債現在高を控除した額

流動資産：貸借対照表上の流動資産の額から、翌年度に繰り越した事業の財源を控除した額

解消可能な資金不足額：事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合に控除する一定の額。資金不足が発生しない事業については、算定不要

ア 上水道事業会計

（単位：千円、％）

区分	令和7年度	令和6年度	対前年度増減	
			額	率
資金不足額 A	△ 660,698	△ 690,914	30,216	△ 4.4
事業の規模 B	230,696	228,379	2,317	1.0
資金不足比率 A/B×100	—	—	—	—

（注1）資金不足額Aが△の場合は、資金剰余額を示している。以下同じ。

（注2）資金不足額がない場合は、資金不足比率は「—」で表示している。以下同じ。

資金不足比率の算出基礎前年度比較

（単位：千円、％）

区分	令和7年度	令和6年度	対前年度増減	
			額	率
資金不足額 A (a-b-c-d)	△ 660,698	△ 690,914	30,216	△ 4.4
流動負債 a	539,104	562,798	△ 23,694	△ 4.2
特定の企業債残高 b	35,374	36,633	△ 1,259	△ 3.4
流動資産 c	1,164,428	1,217,079	△ 52,651	△ 4.3
受託工事収益 d				
事業の規模 B	230,696	228,379	2,317	1.0
営業収益 e	230,696	228,379	2,317	1.0
実際に算出される数値 A/B×100	△ 286.3933	△ 302.5296	16.1362	
端数処理後	△ 286.39	△ 302.53	16.14	

イ 下水道事業会計

(単位：千円、%)

区分	令和 7 年度	令和 6 年度	対前年度増減	
			額	率
資金不足額 A	△ 335,718	△ 377,010	41,292	△ 11.0
事業の規模 B	95,150	93,546	1,604	1.7
資金不足比率 A/B×100	—	—	—	—

資金不足比率の算出基礎前年度比較

(単位：千円、%)

区分	令和 7 年度	令和 6 年度	対前年度増減	
			額	率
資金不足額 A (a-b-c-d)	△ 335,718	△ 377,010	41,292	△ 11.0
流動負債 a	263,870	298,787	△ 34,917	△ 11.7
控除企業債等 b	221,418	250,829	△ 29,411	△ 11.7
流動資産 c	378,170	424,968	△ 46,798	△ 11.0
受託工事収益 d				
事業の規模 B	95,150	93,546	1,604	1.7
営業収益 e	95,150	93,546	1,604	1.7
実際に算出される数値 A/B×100	△ 352.8303	△ 403.0210	50.1907	
端数処理後	△ 352.83	△ 403.02	50.19	

(2) 地方公営企業法非適用の資金不足比率

法非適の資金不足比率の算出過程を算式で示すと次のとおりである。

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}} \times 100$$

事業の規模

- A：歳出額
 B：特定の地方債の現在高
 C：歳入額
 D：翌年度に繰り越すべき財源
 E：解消可能資金不足額

太陽光発電事業特別会計

(単位：千円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	対前年度増減	
			額	率
資金不足額 ①	△ 1,572	△ 1,556	△ 15	1.0
事業の規模 ②	31,872	31,702	170	0.5
資金不足比率 ①／②×100	—	—	—	—

(注1) 資金不足額①が△の場合は、資金剰余額を示している。下表において同じ。

(注2) 資金不足額がない場合は、資金不足比率は「—」で表示している。

資金不足比率の算出基礎前年度比較

(単位：千円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	対前年度増減	
			額	率
資金不足額① A + B - (C - D) - E	△ 1,572	△ 1,557	△ 15	0.9
歳出額 A	31,860	33,023	△ 1,164	△ 3.5
特定の地方債の現在高 B				
歳入額 C	33,431	34,580	△ 1,149	△ 3.3
翌年度に繰り越すべき財源 D				
解消可能資金不足額 E				
事業の規模②	31,872	31,702	170	0.5
営業収益に相当する収入の額	31,872	31,702	170	0.5
受託工事収益に相当する収入の額				
実際に算出される数値 ①／②×100	△ 4.9309	△ 4.9107	△ 0.0202	
端数処理後	△ 4.93	△ 4.91	△ 0.02	